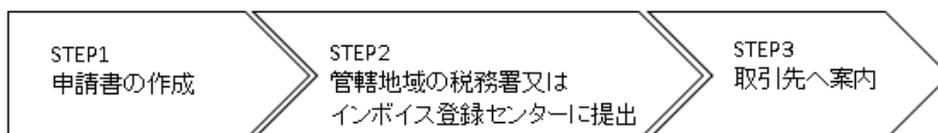


申請手順は紙の申請書を作成して提出していただくか、e-Tax で申請手続きを行っていただくかの 2 パターンがあります。

①適格請求書発行事業者の登録申請手順（紙で申請）

適格請求書発行事業者の登録は、3つのステップに分かれます。



■STEP1：申請書の作成

ここでは書面による申請を例として案内します。

- ①国税庁 Web サイトにある適格請求書発行事業者の登録申請手続（国内事業者用）を開きます。
- ②サイトに従って登録申請書をダウンロードし、必要事項を記入の後印刷します。

URL https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_01.htm

■STEP2：管轄地域の税務署又はインボイス登録センターへ提出

納税地を管轄する税務署又はインボイス登録センターへ提出します。

インボイス登録センターの所在地については、「郵送による提出先のご案内」をご覧ください。

■STEP3：取引先へ案内

STEP2にて発行された登録番号を、取引先へご連絡ください。

参照先 URL：国税庁

[手続名] 適格請求書発行事業者の登録申請手続（国内事業者用）

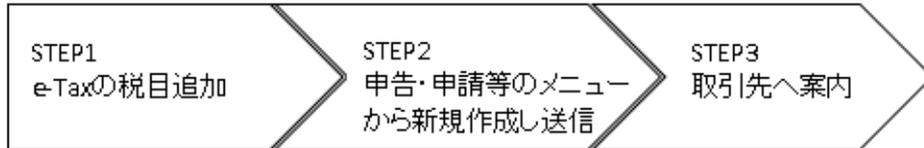
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_01.htm

郵送による提出先のご案内

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_yuso.htm

②適格請求書発行事業者の登録申請手順（e-Tax で申請）

適格請求書発行事業者の登録は、3つのステップに分かれます。



■STEP1：e-Tax の税目追加

ここでは e-Tax による申請を例として案内します。

e-Tax を起動します。消費税の税目を使用されていない場合は、追加インストールを選び、申請より消費税の追加が必要です。

■STEP2：申告・申請メニューから新規作成

申告・申請等メニューから新規作成を選び、作成して送信します。

操作の詳細につきましては e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへお願いします。

■STEP3：取引先へ案内

STEP2 にて発行された登録番号を、取引先へご連絡ください。

インボイス制度や e-Tax に関するお問い合わせは、それぞれ下記の窓口へお問い合わせをお願い致します。

【お問い合わせ先】

国税庁 インボイスコールセンター

TEL : 0120-205-553

受付時間 : 09 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝除く)

国税庁 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

TEL : 0570-01-5901

受付時間 : 09 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝除く)

URL : <https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/toiawase2.htm>

以 上